

令和3年度 低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 支給対象者

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止の者  
※児童扶養手当受給資格認定者だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される者も対象とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者（新規の児童扶養手当受給資格者を含む）

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 申請区分

- (1) 申請不要 上記2(1)に該当する者（以下「申請不要者」という。）
- (2) 要支給申請 上記2(2)(3)に該当する者（以下「要支給申請者」という。）

5 申請期間

令和4年2月28日（月）まで

6 支給方法

- (1) 申請不要者  
本区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童扶養手当の指定口座に振込む。  
振込は令和3年5月中旬を予定している。
- (2) 要支給申請者  
申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、翌月に指定口座に振込む。

## 7 周知方法

区報（4月10日号）、区ホームページ及び個別通知により周知する。なお、個別通知は、以下の対象者に送付する。

- ・児童扶養手当受給資格者（全部停止も含む。）
- ・ひとり親世帯に関する他制度受給者のうち、本給付金の支給対象と見込まれる児童扶養手当未申請者

## 8 スケジュール（予定）

令和3年	4月	児童扶養手当受給資格者への個別通知発送 申請不要者への周知開始
	5月	申請不要者への支給
	6月	議会報告、補正予算
	7月	要支給申請者の受付開始
	8月	要支給申請者への支給開始（支給決定後、順次支給）
令和4年	2月末	申請受付期間終了
	3月末	口座振込手続き完了期限

## 9 その他

本件以外の住民税非課税の子育て世帯（ふたり親子育て世帯）に対しては、直近の所得情報が判明以降、別途実施する。